

第5章



夢は彩鳥どり

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

第1節 特性に応じた効果的な指導の実施等

1

刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化と関係機関等が保有する情報の活用【施策番号 50】

法務省は、刑事施設において、犯罪者処遇の基本理念となっている「RNR原則^{※1}」にのっとった処遇を実施するため、2017年（平成29年）11月から「受刑者用一般リスクアセスメントツール」（以下「Gツール」という。）（資5-50-1 参照）を活用している。現段階におけるGツールは、原則として、入所時等に実施する刑執行開始時調査において全受刑者を対象としており、これまでの受刑回数や犯罪の内容等、主に処遇によって変化しない要因（静的リスク要因）から、出所後2年以内に再び刑務所に入所する確率を推定するものである。Gツールの実施結果については、犯罪傾向の進捗の判定や各種改善指導プログラム（【施策番号 62】参照）の対象者選定の際の基礎資料として活用している。また、2023年（令和5年）12月からは、刑事施設の長からの依頼に基づく少年鑑別所における処遇鑑別も活用しており、若年者を対象とする鑑別等を通じて蓄積した少年鑑別所の専門的知識及び技術について、若年受刑者を始めとする受刑者に対する処遇に活用することにより、一層の充実を図っている。

少年鑑別所では、法務省式ケースアセスメントツール（以下「MJCA^{※2}」という。）（資5-50-2 参照）を用いて、鑑別対象少年の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握し、その情報を少年院や保護観察所等の関係機関へと引き継いでいる。非行名や動機から、性非行に係る再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握する必要があると判断した場合には、MJCAに加え、性非行に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（MJCA（S））を実施している。

また、全ての少年院在院者に、原則として在院中に1回以上少年鑑別所が処遇鑑別を行い、面接や各種心理検査、行動観察のほか、MJCAの再評定等を通じて、少年院入院後の処遇による変化等を把握・分析し、社会復帰後も見据えた処遇指針を提案している。加えて、少年院在院者を、1週間程度、一時的に少年鑑別所に移して生活させ、集中的にアセスメントを行う収容処遇鑑別を実施している。さらに、児童自立支援施設^{※3}や児童養護施設^{※4}の求めによりアセスメントを実施するなど、少年保護手続のあらゆる場面・段階において、必要なアセスメントを行う取組を推進している。

さらに、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の一部施行により2023年12月からは、懲役又は禁錮の刑の執行を受ける20歳以上の受刑者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者についても鑑別の対象となった。このうち、若年受刑者については、特に「若年受刑者ユニット型処遇」や「少年院転用型処遇」（【施策番号 56】参照）の対象者を中心に、処遇要領の策定や処遇の経過を踏まえた処遇指針の提案等を観点とした鑑別を重点的に実施することとしているほか、上記以外の受刑者についても、刑事施設の長からの依頼に応じ、釈放後の関係機関による支援を見据えた課題、被

※1 RNR原則
リスク原則（Risk）、ニーズ原則（Needs）、レスポンシビティ原則（Responsivity）から成り立っており、再犯防止に寄与する処遇をするためには、対象者の再犯リスクの高低に応じて、犯罪や非行を誘発する要因に焦点を当てて、対象者に合った方法によって実施する必要があるという考え方のこと。

※2 MJCA
Ministry of Justice Case Assessment tool の略称。

※3 児童自立支援施設
非行問題を始めた児童の行動上の問題や、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童に対応する児童福祉法に基づく施設。

※4 児童養護施設
保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する児童福祉法に基づく施設。

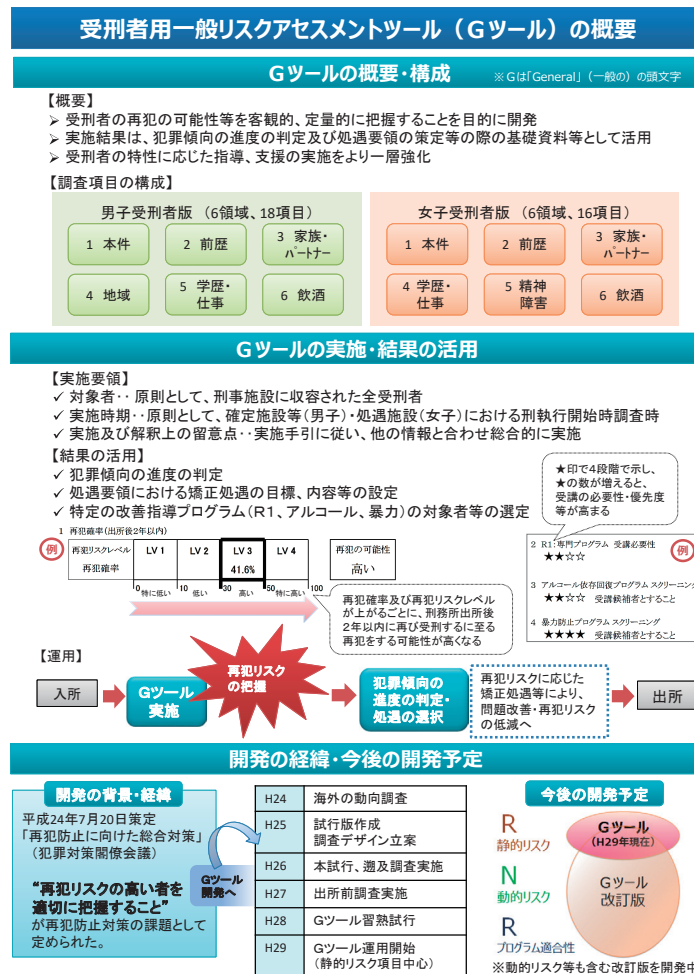
害等に対する認識等の把握等を観点とした鑑別を実施している。

保護観察所では、保護観察対象者に対して効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール（以下「CFP^{※5}」という。）（[資5-50-3](#) 参照）を開発し、2021年（令和3年）1月から実施している。CFPは、保護観察対象者の特性等の情報について、犯罪や非行に結び付く要因又は改善更生を促進する事項を抽出し、それぞれの事項の相互作用、因果関係等について分析して図示することにより、犯罪や非行に至る過程等を検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。今後は、保護観察所における活用状況をモニタリングしつつ、保護観察終了後も見据えた刑事司法関係機関や医療・保健・福祉機関等との連携にも資するものとするを目標としている。

また、一部の刑事施設及び保護観察所において、多角的な視点から適切にアセスメントを行い、それに基づく効果的な指導等を実施するため、必要に応じて、刑が確定した場合に弁護人から提供される更生支援計画書^{※6}等の処遇に資する情報を活用する取組の試行を2018年度（平成30年度）から開始し、試行の結果を踏まえて、2023年度（令和5年度）からは、同取組を全国の刑事施設及び保護観察所において実施している。

さらに、少年院や保護観察所では、家庭裁判所の少年調査記録や少年鑑別所の少年簿に記載された情報を引き継ぎ、必要に応じて、在籍していた学校や、児童相談所等の福祉関係機関等からも情報を収集し、これらの情報を踏まえた処遇を実施している。

資5-50-1 受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要



出典：法務省資料による。

※5 CFP
Case Formulation in Probation/Parole の略称。

※6 更生支援計画書
弁護人が社会福祉士等に依頼して作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉の支援策等について取りまとめた書面。

資 5-50-2 法務省式ケースアセスメントツール (MJCA) の概要

法務省式ケースアセスメントツール

Ministry of Justice Case Assessment tool

概要

- 少年鑑別所入所者等の**再非行の可能性**及び**教育上の必要性**を定量的に把握するアセスメントツール
- 平成25年から、全ての入所者に実施
- 諸外国の同種ツールと同等の、**高い信頼性と妥当性**を確認

開発

- 少年鑑別所入所者約**6,000名**に対し、2年間、少年鑑別所への再入所の有無を調査し、統計的分析により、**再非行と密接に関連する要因**を特定
- 統計学やリスク・ニーズアセスメントツールに造詣の深い**外部有識者**からの開発に係る手続きや構成等の**継続的な助言**

構成

静的領域

5 領域24項目 教育により**変化しない**

項目例

生育環境	5 項目	「家族に少年を虐待する者がいた。」
学校適応	3 項目	「学業不振があった。」
問題行動歴	6 項目	「小学生時に喫煙又は飲酒があった。」
非行・保護歴	6 項目	「財産非行がある。」
本件態様	4 項目	「本件は同種事案の再非行である。」

動的領域

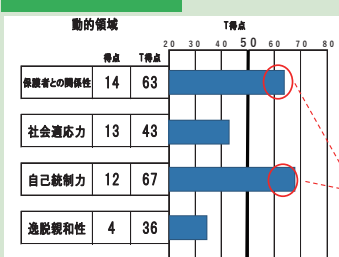
4 領域28項目 教育により**変化する**

項目例

保護者との関係性	7 項目	「保護者に反発している。」
社会適応力	9 項目	「学校生活又は就労生活に対する意欲が乏しい。」
自己統制力	5 項目	「欲求不満耐性が低い。」
逸脱親和性	7 項目	「法律を軽視している。」

鑑別担当者が、面接、行動観察、外部資料等を踏まえて評価

プロフィール



- 静的領域・動的領域のプロフィールを表示
- T得点は、問題性の大きさを相対的に示す(平均は50)

この場合「保護者との関係性」と「自己統制力」の問題性が大きい

区分・所見

静的領域	Level	Level	Level	Level
区分	I	II	III	IV
動的領域	Level	Level	Level	Level
区分	I	II	III	IV
総合区分	Level	Level	Level	Level
区分	I	II	III	IV

所見
■ プロフィールと区分の結果を踏まえ、本人の問題性や重点的に処遇すべき事項等を所見にまとめる

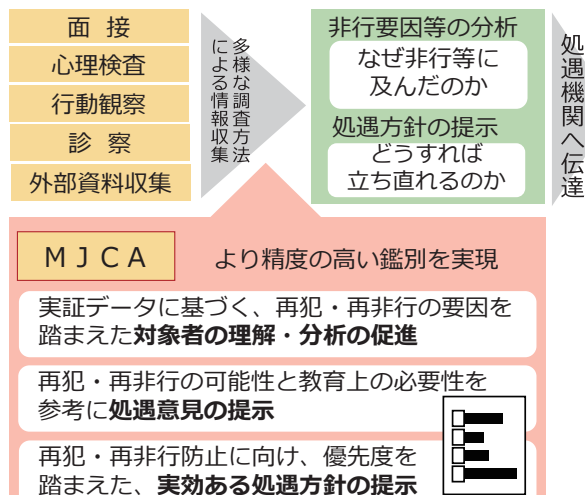
- 領域ごとに再非行の可能性及び教育上の必要性の高さを、区分で表示

- I → II → III → IV とレベルが上がるにつれて、再非行の可能性及び教育上の必要性が高くなる

運用

継続的なアセスメント

少年鑑別所 – 審判鑑別時 –



少年院・保護観察所等 – 処遇鑑別等時 –



非行・若年犯罪の全体的傾向の分析

データの蓄積・分析による、非行・若年犯罪の全体的傾向・特徴に関する知見

出典：法務省資料による。

資 5-50-3 Case Formulation in Probation / Parole (CFP) の概要

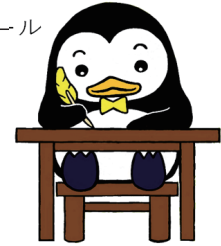
C F P を 活 用 し た 保 護 観 察

1 CFP (Case Formulation in Probation/Parole)とは

○保護観察官が保護観察対象者のアセスメント（見立て）を行うためのツール

この人の再犯（再非行）を防ぐためには・・・

- ・どれくらい手厚く関わる必要がある？
- ・何を指導（支援）する必要がある？
- ・どのような関わり方をする必要がある？



○令和3年1月から本格導入（試行は平成30年10月から実施）

2 CFPの目的

これまで

保護観察官がアセスメント（見立て）を行う体系的な手法が確立されていない
⇒アセスメントや、アセスメントを踏まえた処遇方針の決定が、個々の保護観察官の経験や力量に左右されてしまうことがあった

CFPの導入

保護観察官は、CFPを活用した体系的なアセスメントを実施
⇒より適切に処遇方針を決定
⇒より効果的に再犯防止・改善更生を実現

CFPは、犯罪者の再犯防止等に関する理論的・実証的根拠を踏まえて開発されている

3 CFPの内容

①再犯又は再非行の統計的確率の高さを評価
統計的分析ツールにより判定（高・中・低）

②「問題」と「強み」をとりまとめる

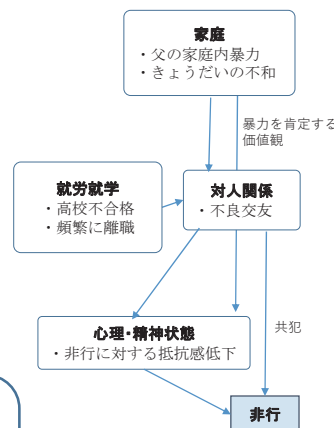
保護観察対象者の犯罪又は非行の背景にある、**犯罪又は非行に結び付く要因（問題）**と、犯罪又は非行を抑制し、**改善更生を促進する要因（強み）**について、8つの領域（家庭、家庭以外の対人関係、就労・就学、物質使用、余暇、経済状態、犯罪・非行や保護観察の状況、心理・精神状態）ごとに整理

③犯罪・非行に至る過程と改善更生を促進する要因を分析（右図参照）

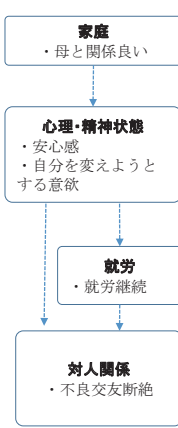
処遇方針の決定

○どれくらい手厚く関わるか（処遇密度）
○何を指導（支援）するか（指導監督及び補導支援の内容）
○どのような関わり方をするか（保護観察実施上の留意事項）

犯罪又は非行に至る過程



改善更生を促進する要因



保護観察の実施計画に反映

出典：法務省資料による。

2 特性に応じた指導等の充実

(1) 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

ア 性犯罪者等に対する効果的な指導等の実施【施策番号 51】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号 62】参照）として、認知行動療法に基づくグループワークによる性犯罪再犯防止指導（[資 5-51-1](#) 参照）を実施し、性犯罪につながる自己の問題性を認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を考えさせたり、習得させたりするなどしている（2023 年度（令和 5 年度）の受講開始人員は 526 人（前年度：553 人））。

同指導では、知的能力に制約がある者を対象とした「調整プログラム^{※7}」や、刑期が短いこと等により受講期間を十分確保できない者を対象とした「集中プログラム^{※8}」を開発し、指導の充実を図っている。また、同指導については、2019 年度（令和元年度）に効果検証の結果を公表しており、プログラム受講群の方が、非受講群よりも再犯率が 10.7 ポイント低いことが示され、一定の再犯抑止効果が認められた。2022 年度（令和 4 年度）からは、対象者の達成したい目標や強みをより一層活用するとともに、特定の問題性や特性を有する者にも対応した内容にプログラムを改訂するなど、刑事施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導の充実を図っている。さらに、グループワーク指導担当者が効果的な指導を行うことができるよう、集合研修の充実、指導担当者による事例検討会の定期的な開催、外部の専門家による指導担当者への助言等による指導者育成を行っている。

少年院では、不同意性交等、不同意わいせつや痴漢といった性犯罪や、例えば、下着の窃盗等、性的な動機により非行をした在院者に対し、特定生活指導として性非行防止指導（[資 5-51-2](#) 参照）を実施しており、2023 年度は、132 人（前年度：122 人）が修了した。また、男子少年院 2 庁（北海少年院及び福岡少年院）が重点指導施設として指定されており、他の少年院から在院者を一定期間受け入れ、認知行動療法等の技法に通じた外部の専門家等の協力を得て、グループワークを中心とした指導を行うなど、実施施設の中でも特に重点的かつ集中的な指導を実施している。2023 年度は、20 人（前年度：21 人）が同指導を修了した。これらの指導の結果は、少年院仮退院後の継続的な指導の実施に向け、保護観察所に引き継いでいる。

保護観察所では、自己の性的欲求を満たすことを目的とした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、その問題性を改善するため、認知行動療法に基づく性犯罪者処遇プログラムを実施してきた。2019 年度に実施した効果検証の結果においては、プログラム受講群の方が非受講群よりも性犯罪の再犯率が 11.1 ポイント低く、一定の再犯抑止効果が示唆された。2022 年度からは、対象者の達成したい目標や強みをより一層活用することや性的な興味関心・問題への対処状況の継続的な点検等を目的として、従前のプログラムの改訂を行い、性犯罪再犯防止プログラム（[資 5-51-3](#)）を実施している。2023 年度のプログラム受講者数は 846 人（昨年度：792 人）であった。

なお、2022 年度以降の刑事施設及び保護観察所における性犯罪者等に対する専門的処遇の具体的な運用等については「刑事施設及び保護観察所の連携を強化した性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和 4 年度～）」^{※9}を参照。

また、法務省では、2023 年（令和 5 年）に、地方公共団体が利用可能な支援ツールとして、「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～^{※10}」を策定し、各都道府県

※7 調整プログラム

知的能力に制約がある者を対象としたプログラムであり、イラスト等の視覚情報や SST 等の補助科目を効果的に取り入れるなどして実施する。

※8 集中プログラム

刑期が短いこと等の理由で通常の実施期間を確保できない者を対象としたプログラムであり、通常のプログラムの内容を凝縮し、短期間で実施する。

※9 「刑事施設及び保護観察所の連携を強化した性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和 4 年度～）」
https://www.moj.go.jp/hogol/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06_00002.html

※10 性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～
https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00091.html



等に提供した。法務省としては、各都道府県等に対し、引き続き、その活用を働き掛けるとともに、保護観察所において、同ガイドラインの活用に当たっての相談や問合せ等に対応することによって、同ガイドラインが活用されるよう、支援を行っていくこととしている。

資 5-51-1 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の概要



地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

性犯罪再犯防止指導

- 指導の目標
不同意わいせつ、不同意性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。
 - 対象者 性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者
 - 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（性犯担当。認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等）
 - 指導方法 グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし、必要に応じカウンセリングその他の個別対応を行う。
 - 実施頻度等 1 単元 100 分、週 1 回又は 2 回、標準実施期間：4～9 か月※
- ※ 再犯リスク、問題性の程度、プログラムとの適合性等に応じて、高密度（9 か月）・中密度（7 か月）・低密度（4 か月）のいずれかのプログラムを実施

カリキュラム

項目	方法	指導内容	高密度	中密度	低密度
オリエンテーション	講義	- 指導の構造、実施目的について理解させる。 - 性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。 - 対象者の不安の軽減を図る。			
準備プログラム	グループワーク	受講の心構えを養い、参加の動機付けを高めさせる。	必修	必修	—
本科					
第1科 自己統制	グループワーク 個別課題	- 事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。 - 事件につながった要因が再発することを防ぐための再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）を作成させる。 - 今後達成したい目標、自分の強み等を踏まえ、効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。	必修	必修	必修（凝縮版）
第2科 認知のくせと 新たな認知	グループワーク 個別課題	- 認知が感情、行動及び身体に与える影響について理解させる。 - 再犯につながりやすい認知に代わり、新たな思考スタイルを身に付けさせ、再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）に組み込ませる。	必修	選択	—
第3科 他者と社会との 関わり	グループワーク 個別課題	- 認知が人間関係に与える影響について理解させ、適切な自己主張の方法を身に付けさせる。 - 出所後の人間関係について検討し、再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）に組み込ませる。	必修	選択	—
第4科 感情統制	グループワーク 個別課題	- 感情が認知、行動、身体及び他者との関係に与える影響について、理解させる。 - 感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。	必修	選択	—
第5科 被害者等理解	グループワーク 個別課題	- 様々な視点から事件を振り返らせ、被害の影響を学ばせる。 - 行動選択の責任について考えさせる。	必修	選択	—
メンテナンス	個別指導 グループワーク	- 知識やスキルを復習させ、再犯しない生活続ける決意を再確認させる。 - 作成した再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）の見直しをさせる。 - 社会内処遇への円滑な導入を図る。			

出典：法務省資料による。

資 5-51-2 少年院における性非行防止指導の概要

少年院における特定生活指導（性非行防止指導）

- ★ 指導目標
- 性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けること
- 対象者
- 本件の非行名が性非行に該当する者（強盗・不同意性交等、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ目的略取等）又はそれには該当しないものの、性的な動機により本件非行をじゃっ起した者（性的な動機に基づく「窃盗」や「傷害」、いわゆる痴漢や盗撮である「迷惑防止条例違反」等）のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められるもの
- 指導内容
- ①受講者全員に対して統一的行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせる実施
- 実施結果
- 更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

指導内容の概要			中核プログラム	
			○ 実施形式	集団指導又は個別指導
			○ 指導時間数	12単元 (1単元100分)
項 目	指導内容	指導方法	単元	指導科目
① 中核プログラム (共通)	ワークブック教材を用いた、性非行に関する自己理解（気づき）を深め、自らの価値に基づく適応的な行動を活性化し、心理的柔軟性・共感性を向上させるための指導	・「J-COMPASS」を用いたグループワーク又は個別指導	第1回	どんな自分でありたいか
	自己の感情・思考への気づき、自己統制力の向上、受容的態度の育成、ストレスの低減及び集中力の向上を図るための指導	・マインドフルネス（呼吸に注意を向けるエクササイズ、ボディスキャン等）	第2回	これが私です
	怒りの感情と向き合い、適切な対処方法を学び、円滑な人間関係を育むための指導	・アンガーマネジメント	第3回	モチベーション
	非行の重大性や被害者の心情を理解するための指導	・個別面接指導 ・課題作文指導 ・読書指導 等	第4回	行動の選択
② 周辺プログラム	対象者にとって特に必要性の高い指導を選択して実施	・性教育	第5回	思考について
	正しい性知識を身に付け、男女の性差や平等性を理解して互いに尊重する姿勢を養い、適切な意思決定をする力を育むための指導		第6回	気持ちについて
	各種指導のフォローアップ、性被害や被害者への対応、生活上の問題等、対象者の性非行に関する個別の事情についての指導	・個別面接指導 ・課題作文指導 ・読書指導 等	第7回	性へのとらわれ
			第8回	周囲の人との関係
③ フォローアップ指導	中核プログラムの復習・見直しを行うとともに、出院後の生活を見据えた対処方法等を考えるための指導	・「J-COMPASS」を用いた個別指導	第9回	自分にとっての大きな出来事
			第10回	観察する自分
			第11回	自分らしい生き方
			第12回	新しい出発

知的能力に制約のある者に対しては、特別プログラム（JUMP）を実施

出典：法務省資料による。

資 5-51-3 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの概要



出典：法務省資料による。

イ 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号 52】

警察は、16歳未満のこどもに対して不同意わいせつ等の暴力的性犯罪をした刑事施設出所者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、当該出所者と連絡を取り、同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている^{※11}。

※ 11 2023年（令和5年）7月13日に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が施行され、刑法（明治40年法律第45号）の性犯罪に関する規定が改正されたことを受け、警察は、16歳未満の子供に対して不同意わいせつ等の暴力的性犯罪をした刑事施設出所者について、法務省から情報提供を受け、再犯防止に向けた措置を講じるよう制度を見直した。

(2) ストーカー・DV 加害者に対する指導等**ア 被害者への接触防止のための措置【施策番号 53】**

警察及び法務省は、2013 年度（平成 25 年度）から、ストーカーや DV 事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、被害者等に接触しようとしているなどの問題行動等の情報を共有するなど、緊密かつ継続的な連携によって、こうした者の特異動向等を双方で迅速に把握することができるようにしている。

また、保護観察所では、警察から得た情報等を基にして、必要に応じ再加害を防止するための指導を徹底するなどしており、遵守事項^{※12} 違反の事実が確認されたときは、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー・DV 加害者に対する適切な措置を実施している。

イ ストーカー加害者等に対するカウンセリング等【施策番号 54】

警察は、加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について精神科医等の助言を受け、加害者に治療・カウンセリングの受診を勧めるなど、地域の精神科医療機関等との連携を推進している。また、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上に係る研修を受講させている。

さらに、2024 年（令和 6 年）3 月から、ストーカー行為の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、電話連絡や面談による近況等の把握を通じ、その都度、加害者の再犯性や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者に講ずべき保護措置の見直しを行うなど、被害者の安全の確保をより確実なものとするための取組を推進している。

また、法務省では、DV 加害者である保護観察対象者について、保護観察所における類型別処遇（【施策番号 62】参照）に基づき、その処遇指針である「類型別処遇ガイドライン」を踏まえた処遇を行っている。具体的には、DV 加害者である保護観察対象者を「配偶者暴力」類型に認定した上、DV のきっかけ、被害者との関係、DV に結び付きやすい考え方等に焦点を当てるなどし、その特性を踏まえた処遇を実施している。

(3) 暴力団からの離脱、社会復帰に向けた指導等【施策番号 55】

法務省は、刑事施設において、警察、弁護士等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るため、特別改善指導（【施策番号 62】参照）として暴力団離脱指導（**資 5-55-1** 参照）を実施している（2023 年度（令和 5 年度）の受講開始人員は 408 人（前年度：374 人）であった。）。)

また、保護観察所では、暴力団関係者の暴力団からの離脱に向けた働き掛けを充実させるため、警察、暴力追放運動推進センター^{※13} 及び矯正施設との連携を強化しており、暴力団関係者の離脱の意志等の情報を把握・共有して必要な指導等を行っている。

さらに、警察及び暴力追放運動推進センターでは、矯正施設及び保護観察所と連携し、離脱に係る情報を適切に共有するとともに、矯正施設に職員が出向いて、暴力団員の離脱意志を喚起するための講演を実施するなど暴力団離脱に向けた働き掛けを行っている（同働き掛けによる暴力団離脱人員については、**資 5-55-2** 参照）。

※ 12 遵守事項

保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。全ての保護観察対象者に共通して定められる一般遵守事項と、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項がある。遵守事項に違反した場合には、仮釈放の取消しや刑の執行猶予の言渡しの取消し等のいわゆる不良措置がとられることがある。

※ 13 暴力追放運動推進センター

暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済を目的として、市民の暴力団排除活動を支援する組織であり、各都道府県公安委員会又は国家公安委員会に指定される。

警察は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会復帰・定着を促進するため、都道府県単位で、警察のほか、暴力追放運動推進センター、職業安定機関、矯正施設、保護観察所、協賛企業等で構成される社会復帰対策協議会の枠組みを活用するなどして、就労や預貯金口座の開設を支援するなど暴力団離脱者のための安定した雇用の場を確保し、社会復帰の促進に取り組んでいる。

金融庁は、業界団体に対し、口座開設に係る反社会的勢力の排除に向けた取組は、口座の利用が個人の日常生活に必要な範囲内であるなど、反社会的勢力を不当に利するものではないと合理的に判断される場合にまで、一律に排除を求める趣旨のものではないことの周知を依頼するとともに、警察が行う預貯金口座の開設支援の内容及びその趣旨の周知も依頼している。

(なお、2024年(令和6年)4月からは、法務省と金融庁が連携して、現に協力雇用主の下で就労し、社会復帰を目指し努力している保護観察対象者等について、金融機関に対して、過去の前歴等だけでなく現在の状況も踏まえた口座開設の判断がなされるよう、保護観察所から金融機関への保護観察等に係る事項や就労状況等の情報提供を行うことを推進している。)

資 5-55-1 暴力団離脱指導の概要



刑事施設における特別改善指導

暴力団離脱指導

- 指導の目標
暴力団からの離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図る。
- 対象者
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者
- 指導者
・ 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、関係機関（警察、都道府県暴力追放運動推進センター、職業安定所職員）等
- 指導方法
・ 講義、討議、個別面接、課題作文、視聴覚教材の視聴
・ 離脱意志の程度に応じた集団編成 等
- 実施頻度等
1 単元50分 9 単元、標準実施期間：2～4か月

カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。	講義
加入動機と自己の問題点	加入の動機を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	討議、課題作文、面接
金銭感覚の是正	暴力団に加入したことにより、金銭感覚がそれまでの生活と一転し、考え方も変化したことについて考えさせる。	課題作文、面接
周囲（家族、社会等）に与えた影響	家族を始めとする周囲の人々に及ぼした影響について考えさせる。	討議、課題作文、面接、役割交換書簡法
暴力団の現状と反社会性	暴力団の現状及びその反社会的性質について認識させ、暴力団に加入したことが誤りであったことに気付かせる。	講義（警察関係者等）、視聴覚教材の視聴
暴力団を取り巻く環境	いわゆる暴対法等の講義を実施し、暴力団に加入していることによって、これからは犯罪に関わってしまう可能性が高いことに気付かせる。	講義、視聴覚教材の視聴
自己の問題点の改善	自己の問題点を改善するための、具体的な方法について考えさせる。	討議、課題作文、面接
離脱の具体的な方法	離脱のための具体的な手続及び方法について理解させた上で、自分自身の対応について考えさせる。	講義（警察関係者等）、討議、面接
釈放後の就職	求職状況及び求人状況の現状を認識させた上で、健全な職業観を身に付けさせ、出所後の就職への心構えをさせる。	講義（公共職業安定所職員等）、課題作文
離脱の決意と生活設計	離脱の決意を固めさせ、出所後の具体的な生活設計を立てさせる。	講義、討議、面接、課題作文

出典：法務省資料による。

資 5-55-2 離脱者数の推移（概数）

（令和元年～令和5年）	
年 次	離脱者数（概数）
令和元年	570
2	510
3	430
4	360
5	310

注 1 警察庁調査による。

2 離脱者数は、警察、暴迫センターが離脱支援をしたことで暴力団から離脱した者の数である。

（4）少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

ア 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号 56】

法務省は、少年院において、適正な処遇（資 5-56-1 参照）を展開するため、生活の場である集団寮における指導を複数職員で行う体制の充実を図っている（2023 年度（令和 5 年度）は、22 庁（前年度：21 庁）で複数指導体制を実施）。

少年鑑別所においては、在所者の自主性を尊重しつつ、職員が相談に応じたり助言を行ったりしている。また、在所者の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させることができるよう、地域の関係機関や民間ボランティア等の協力を得ながら、在所者に対して、学習、文化活動その他の活動の機会を与えている。

また、2020 年（令和 2 年）10 月の法制審議会諮問第 103 号に対する答申において、若年受刑者を対象とする処遇内容の充実が求められた。具体的には、刑事施設において、少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者（おおむね 26 歳未満の受刑者）の特性に応じた処遇の充実を図ることとされ、①少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行うこと、②特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行うことが求められた。

これを踏まえ、①については、川越少年刑務所及び美祢社会復帰促進センターにおいて、若年受刑者のうち、犯罪傾向が進んでいない者を収容し、小集団のユニットで共同生活を送らせることにより、基本的な生活能力、対人関係スキル等の向上を図り、受刑者と職員間の対話を通じた信頼関係に基づく処遇を行う「若年受刑者ユニット型処遇」を 2022 年度（令和 4 年度）から実施している。

また、②については、少年院であった「市原学園」を刑事施設に転用した「市原青年矯正センター」（資 5-56-2 参照）において、知的障害等を有し、特に手厚い処遇が必要な若年受刑者を収容の上、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心として行う「少年院転用型処遇」を 2023 年度から実施している。

資 5-56-1 少年院における処遇の概要



出典：法務省資料による。

資 5-56-2 若年受刑者少年院転用型施設の矯正処遇

若年受刑者少年院転用型施設の矯正処遇（令和5年11月から開始）

法務省矯正局

背景

【法制審議会諮問第103号答申】

刑事施設において、**少年院の知見・施設**を活用して、**若年受刑者（おおむね26歳未満の受刑者）の特性に応じた処遇の充実**を図ること。

- 1 少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。
- 2 **特に手厚い処遇が必要な者**について、**少年院と同様の建物・設備を備えた施設**に収容し、**社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等**を習得させるための指導を中心とした処遇を行う。

少年院転用型処遇対象者

おおむね**26歳未満で犯罪傾向の進んでいない男子受刑者のうち、知的障害、情緒障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者であつて、社会適応のための訓練を要する者**等を対象者として選定

少年院転用型処遇の基本的枠組

- ・少年院を転用した刑事施設に収容し、**少年院の処遇環境を活用した少人数の寮単位での処遇**を実施
- ・少年院の知見を活用し、**個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな矯正処遇、社会復帰支援**を展開
- ・**刑務官、教育専門官、調査専門官、福祉専門官等、多職種の職員が高密度に連携**

市原青年矯正センター（千葉県市原市）

○定員：72名

○特徴：全受刑期間において若年受刑者少年院転用型処遇を実施

カリキュラム（イメージ）

	月	火	水	木	金
AM	刑務作業（職業訓練）				
PM	コグトレ	体育	アサーション トレーニング	教科指導	体育
	特別改善 指導	障害特性別 指導	自己理解 指導	集会活動	ライフスキル 指導
	個別面接		個別面接	集会活動	個別面接

※個別指導・集団指導を適切に組み合わせ、役割活動なども実施

社会復帰支援（イメージ）

○在所中からの療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた調整

○出所後の社会適応を見据えた社会復帰支援（支援体制の構築、支援者等との関係構築等）の実施

出典：法務省資料による。

特性に応じた矯正処遇（イメージ）

【改善指導】

- ・自己理解指導 ・障害特性別指導 ・ライフスキル指導
- ・認知機能・身体能力向上指導（コグトレ、ビジョントレーニング）
- ・対人関係円滑化指導（SST、アサーショントレーニング）等

【教科指導】

- ・ICT機器の活用 ・高卒認定試験受験指導

【作業・職業訓練】

- ・機能向上作業 ・就労実務科 ・ビルハウスクリーニング科 等

イ 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号 57】

法務省は、少年院において、家庭裁判所や保護観察所、少年鑑別所、児童相談所等の関係機関の担当者が一堂に会して、少年院在院者を対象とした処遇ケース検討会を実施し、処遇の一層の充実を図るとともに、関係機関との実質的な連携・協力体制を強化している（2023年度（令和5年度）は、全少年院において、合計253回（前年度：224回）の処遇ケース検討会を実施）。

少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助を通じて、地域における関係機関との連携に係るネットワークの構築に努めている。児童相談所や児童福祉施設、福祉事務所等を含む福祉・保健機関からの心理相談等の依頼が多く寄せられており、依頼内容も、問題行動への対応や、その背景に知的な問題や発達障害等が疑われる者への支援等、幅広いものとなっている。2023年（令和5年）におけるこれら福祉・保健機関等からの心理相談等の依頼件数は、2,704件（前年：2,479件）であった。また、少年鑑別所（法務少年支援センター）が、所在する地域の警察と少年の立ち直り支援活動に関する協定書を結ぶなど、都道府県警察少年サポートセンター等との連携を強化している。そのほか、2020年度（令和2年度）から、法務省児童虐待対策強化プランに基づき、全国の少年鑑別所（法務少年支援センター）が、法務省の児童虐待担当窓口の一つとして位置付けられたことを踏まえ、児童相談所等関係機関とより一層緊密に連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に協力できる体制の維持・構築を推進している。

保護観察所では、被害経歴や、心身の障害を有するなどして何らかの支援を必要とする保護観察対象者について、児童相談所等の関係機関の担当者との情報共有や協議を行うなど、必要に応じて関係機関との連携を行い、きめ細かな支援等を実施している。

ウ 非行少年に対する立ち直り支援活動の充実【施策番号 58】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【資 5-58-1】参照）の一環として、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティア（【施策番号 44】参照）や、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して、非行少年の立ち直りを支援する活動に取り組んでいる。この活動では、個々の少年の状況に応じて指導・助言を実施しているほか、周囲の人々とのつながりの中で少年に自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験を通じてきずなを実感させることを目的として、社会奉仕体験活動、農業体験等の生産体験活動、スポーツ活動等への参加の促進を図っている。

資 5-58-1 非行少年を生まない社会づくりの概要

非行少年を生まない社会づくりの推進について

非行少年を生まない社会づくり

少年非行情勢については、依然として、社会の耳目を集める凶悪な事案が後を絶たないほか、大麻事犯の少年の検挙人員は増加傾向であり、受け子として特殊詐欺に関与する少年の検挙人員は高水準で推移している。また、刑法犯少年の再犯者率についても、依然として3割を超えている実態がある。

そこで、次代を担う少年の健全育成を図るため、問題を抱えた個々の少年に対し積極的に手を差し伸べ、地域社会とのきずなの強化を図る中でその立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会機運を向上するなど、非行少年を生まない社会づくりを推進する。

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

支援を必要としている少年及び保護者に対して、積極的に連絡をとり、立ち直りを支援を推進

- 少年及び保護者に対する継続的な助言・指導の実施
- 少年警察ボランティア、地域住民、関係機関等と協働し、修学・就労に向けた支援、社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動の実施



学習支援



農業体験

少年を見守る社会気運の向上

少年を取り巻く地域社会のきずなの強化と少年の規範意識の向上

- 少年警察ボランティア等の協力による通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導活動、社会奉仕体験活動等大人と触れ合う機会の確保
- 非行防止教室の開催等



非行防止教室



社会奉仕体験活動

出典：警察庁資料による。

エ 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号 59】

法務省は、少年院において、在院者とその保護者との関係改善や在院者の処遇に対する保護者の理解・協力の促進、保護者の監護能力の向上等を図るため、保護者に対して、「保護者ハンドブック」の提供や面接等を実施するとともに、在院者が受ける矯正教育を共に体験してもらう保護者参加型プログラムを実施している（【施策番号 18】参照）。

保護観察所では、保護観察対象少年に対し、保護者との関係改善に向けた指導・支援を行うとともに、保護者に対する措置として、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言を行っている。具体的には、「保護者のためのハンドブック」※¹⁴の提供や、講習会、保護者会を実施しており、2023年度（令和5年度）の保護者会等の実施回数は34回（前年度：36回）であった。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、児童相談所等の関係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活に向けた指導・支援を行っている。

※ 14 保護観察所における「保護者のためのハンドブック」
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00049.html



(5) 女性の抱える困難に応じた指導等【施策番号 60】

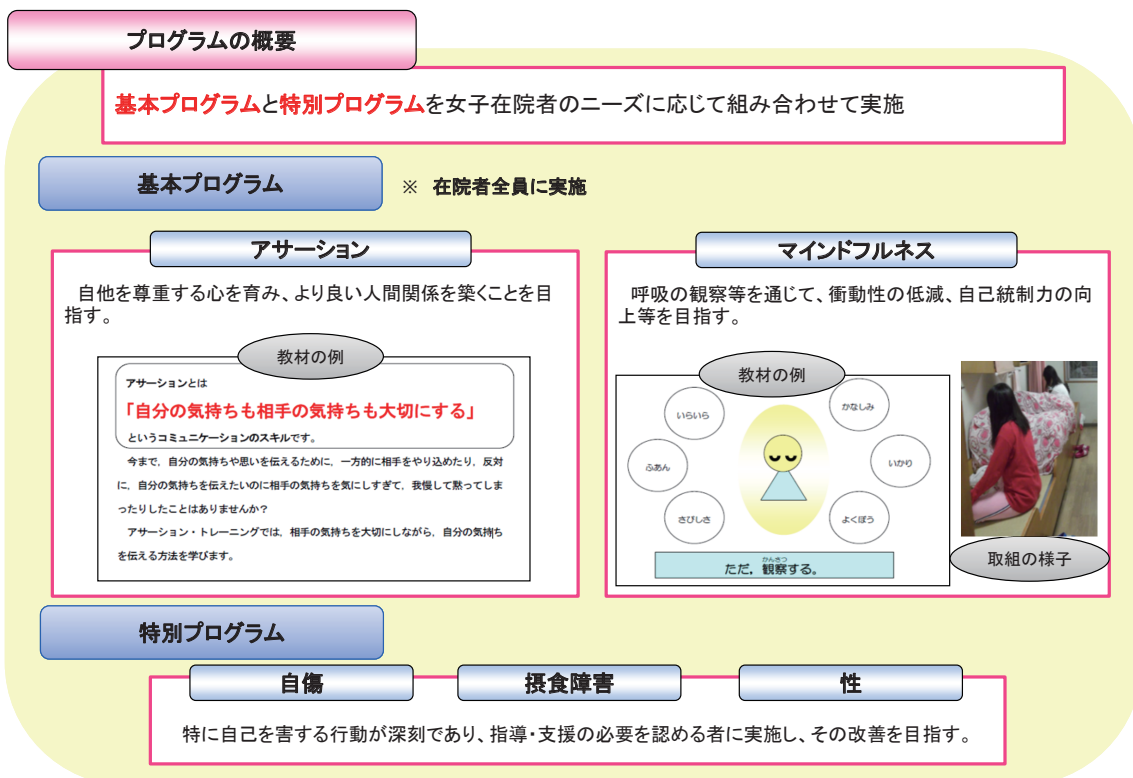
法務省は、全国の女性刑事施設 12 庁のうち、P F I 手法を活用した刑事施設^{※ 15}である美祢社会復帰促進センター及び公共サービス改革法を活用した刑事施設^{※ 15}である喜連川社会復帰促進センター以外の 10 庁の女性刑事施設において、女性受刑者特有の問題に対処するため、看護師、助産師、介護福祉士等、医療・福祉等の地域の専門家の協力・支援を得て、女性受刑者に対する助言・指導や職員に対する研修等を行う、「女子施設地域連携事業」を実施している。さらに、医療専門施設である東日本成人矯正医療センター、西日本成人矯正医療センター（2024 年（令和 6 年）3 月までは大阪医療刑務所）及び北九州医療刑務所に臨床心理士を配置し、全国の摂食障害女性受刑者を収容することで、より効果的な治療が受けられる体制の整備を行っており、全国の女性刑事施設に収容中の摂食障害女性受刑者を当該医療専門施設に移送し、治療を実施している。

少年院では、女子の少年院入院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、2016 年度（平成 28 年度）から、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム（資 5-60-1 参照）を試行しつつ、同プログラムの効果検証を進め、2022 年度（令和 4 年度）から本格的な運用を開始した。

さらに、地域社会の中でも女性の特性に配慮した指導・支援を推進するため、2017 年度（平成 29 年度）から、女性や女子少年を受け入れる各更生保護施設の職員を 1 人増配置している。

資 5-60-1 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムの概要

女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム



出典：法務省資料による。

※ 15 P F I 手法や公共サービス改革法を活用した刑事施設

刑事施設の整備・運営に P F I（Private Finance Initiative）手法（公共施設等の建築、維持管理、運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法）や公共サービス改革法の活用が図られている施設。美祢社会復帰促進センター及び喜連川社会復帰促進センターにおいても、民間のノウハウとアイデアを活用し、女性受刑者特有の問題に着目した指導・支援を行っている。

(6) 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号 61】

法務省は、長崎刑務所において、2022年度（令和4年度）から、九州各県所在の刑事施設から知的障害を有する又はその疑いのある受刑者50名程度を集約し、障害者福祉の専門的知見やノウハウを有する社会福祉法人与業務委託契約を締結して、これらの受刑者に対し「①特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案」、「②処遇計画に基づく訓練・指導」、「③療育手帳等の取得に向けた調整」、「④息の長い寄り添い型支援を可能とする調整」の四つの取組を実施することを柱とする事業を展開している（資5-61-1参照）。

また、少年院において、在院者の年齢や犯罪的傾向の程度等に着目し、一定の共通する類型ごとに矯正教育課程^{※16}を定め、発達上の課題を有する者については、その特性に応じて、支援教育課程^{※17}I～Vのいずれかを履修するよう指定している。2023年（令和5年）に支援教育課程I～Vのいずれかを指定された在院者は578人（前年：439人）であった。発達上の課題を有する在院者の処遇に当たっては、「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」（資5-61-2参照）を活用しているほか、2018年度（平成30年度）からは、身体機能の向上に着目した指導を導入し、その充実に努めている。

保護観察所では、類型別処遇（【施策番号62】参照）における「発達障害」類型に該当する、又はその他発達上の課題を有する保護観察対象者について、必要に応じて、児童相談所や発達障害者支援センター等と連携するなどして、個別の課題や特性に応じた指導等を実施している。また、更生保護官署職員及び保護司に対し、発達障害に関する理解を深め、障害特性を理解した上での確かな支援を行うための研修や教材の整備を実施している。

※16 矯正教育課程

在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、社会生活への適応に必要な能力等、一定の共通する特性を有する在院者を類型ごとに、その類型に該当する在院者に対して行う矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたもの。

※17 支援教育課程

障害又はその疑い等のため処遇上の配慮が必要な者に対して指定する矯正教育課程をいう。支援教育課程のうち、Iは知的障害、IIは情緒障害若しくは発達障害、IIIは義務教育終了者で知的能力の制約や非社会的行動傾向のある者等に対して指定する。また、IVは知的障害、Vは情緒障害若しくは発達障害のある者等で、犯罪的傾向が進んだ者に対して指定する。

資 5-61-1 長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業概要



長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業概要



現状・問題点

- 全受刑者のうち知的障害を有する者又はその疑いのある者（以下「知的障害受刑者」という）は、全国で**1,345名**であり、このうち療育手帳を取得している者は**414名（30.8%）**であることが判明（令和2年9月矯正局特別調査）
- 知的障害受刑者の**再犯期間は短く、刑事施設への入所度数は多い傾向（必要な支援がないまま短期間で再犯を反復）**
- 知的障害受刑者の再犯防止を推進するためには、①障害特性の把握と就労等を見据えた処遇の実施、②福祉サービス等を受けるための療育手帳の取得、③社会復帰後の継続した寄り添い型支援等が必要であるところ、矯正施設だけでこれら障害特性に目を向けた取組を行うには**専門知識やノウハウが不十分**
- 長崎刑務所は、刑事施設では**全国唯一の「社会復帰支援部門」**が設置されており、社会福祉関係機関との連携実績あり

対 策 概 要

長崎刑務所をモデル事業実施庁に指定し、九州各県所在の刑事施設から知的障害受刑者を一定数集約（50名程度）した上で、障害者福祉の専門的知見・ノウハウを有する社会福祉法人南高愛隣会に業務委託を行い、①特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案、②処遇計画に基づく訓練・指導、③療育手帳等の取得に向けた調整、④息の長い寄り添い型支援を可能とする調整を実施

事業イメージ

【対象者】

- ・福岡矯正管内の刑事施設において、スクリーニング等により、知的障害及びその疑いがあるとされた者
- ・心身に重大な疾患を有しない者
- ・集団又は個別のプログラム等の処遇が実施可能な者
- ・移送時、残りの刑期が少なくとも1年以上ある者

【業務フロー】

福岡矯正管内において対象候補者の選定

移送

長崎刑務所



連携協力・
情報共有

社会福祉法人 南高愛隣会

施設内処遇

○特性に応じた作業・訓練

- 👉 一般作業
- 👉 職業訓練
- 👉 職場体験

○特性に応じた指導

- 👉 一般改善指導（SST等）
- 👉 特別改善指導（就労支援指導等）
- 👉 教科指導

+

療育手帳の取得に向けた調整

+

社会復帰に向けた調整

○更生保護官署・地域生活定着支援センター等との調整

出所（それぞれの地元などに帰住）

- 👉 一般就労（一般企業・特例子会社）
- 👉 福祉的就労等（農福、就労移行・継続支援）
- 👉 福祉的支援 など

① 特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案

- 👉 対象者の特性に応じた作業・訓練・指導内容の選定に係るアセスメントの支援を行い、処遇計画を立案

② 処遇計画に基づく訓練・指導

- 👉 就労を見据えて、知的障害者を多く雇用している企業の協力を得た作業の導入
- 👉 就労移行支援事業所等のノウハウを取り入れた職業訓練
- 👉 社会生活を見据えたライフスキル・ソフトスキルの習得など
- 👉 福祉的的制度等への理解の促進

③ 在所中の療育手帳等の取得に向けた調整

- 👉 対象者が出所後に必要となる療育手帳について、在所中の取得に向けた調整
- 👉 必要に応じて障害受容に向けたカウンセリング

④ 息の長い寄り添い型支援を可能とする調整

- 👉 一般就労が可能な者は就労支援
 - 👉 一般就労と福祉的支援の狭間にある者は福祉的就労等
 - 👉 福祉的支援を要する者は必要なサービスへの引き継ぎ
 - 👉 出所して、それぞれの地元などに帰住した後も息の長い寄り添い型支援を可能とする施設内外が有機的に連携した包括的取組【調整機関等】
- 対象者が帰住予定の自治体福祉関係部局、社会福祉協議会、知的障害者更生相談所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行・継続支援事業所など

出典：法務省資料による。

資 5-61-2 発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドラインの概要

発達上の課題を有する在院者に対する
処遇プログラム実施ガイドライン

ガイドラインの概要

I 総論

- ・ 処遇上・保護環境調整上の課題
→ 効果的な処遇のためには、非行や問題行動が
起きるプロセスの理解が重要
- ・ 職員の基本姿勢

- ① 本人の話を聴く
- ② 安全安心な環境をつくる
- ③ 職員が専門的な知識を身に付け連携する
- ④ ストレngthモデルに基づく指導を行う
- ⑤ 移行支援を行う

II 発達上の課題の理解

- ・ AD/HD(注意欠如・多動症)の特徴
- ・ ASD(自閉スペクトラム症)の特徴 等

III 少年院における発達上の課題を有する在院者
に対する処遇

- ・ 個人別矯正教育計画策定上の留意点
→ 感覚の過敏・鈍麻を含む特性の把握が重要
- ・ 処遇上の配慮 等

IV 保護者に対する働き掛け

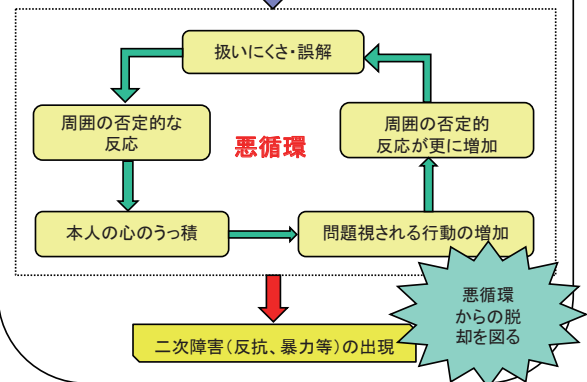
- ・ 保護者自身の悩みの理解 等

V 移行支援

- ・ 相談・支援体制の構築の必要性
- ・ 利用可能な社会資源 等

二次障害が出現するメカニズム

発達障害の症状・気質
(衝動性の高さ、こだわりの強さ、感覚過敏等)



「身体感覚に関するチェックリスト」の活用

在院者の個別の身体感覚を理解することで、適切な指導や支援を行い、在院者の不安やストレスの軽減を図る。

チェック項目の例

- ☐ 頑張った後は思考が停止してしまう。
- ☐ 大きな音は耳の側でしばらく残ってしまう。
- ☐ よく他人にぶつかったり、つまずいたりする。

(自記式全178項目／面接式全85項目)

出典：法務省資料による。

(7) 各種指導プログラムの充実【施策番号 62】

法務省は、刑事施設において、性犯罪再犯防止指導（【施策番号 51】参照）や薬物依存離脱指導（【施策番号 34】参照）等の特別改善指導（資 5-62-1 参照、同指導の受講開始人員は資 5-62-2 参照）のほか、一般改善指導（資 5-62-1 参照）としてアルコール依存回復プログラム（資 5-62-3 参照）や暴力防止プログラム（資 5-62-4 参照）等を実施している。

特に、児童等に対する虐待行為をした受刑者に対しては、暴力防止プログラムの中で、再加害防止に向けて、本人の責任を自覚させ、暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルを身に付け、実践できるようにするため、家族を始めとした親密な相手に対する暴力に関するカリキュラムを実施しているほか、必要に応じて、犯した罪の大きさや被害者の心情等を認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるための被害者の視点を取り入れた教育（【施策番号 63】参照）も実施している。

少年院では、2018 年（平成 30 年）から、特殊詐欺の問題性を理解させ、再犯・再非行を防止するための指導を一層充実・強化するための教材整備を行っており、ワークブックに加え、被害に関する理解等を深めるため、被害者の方々に協力いただいて視聴覚教材を作成し、2021 年度（令和 3 年度）から、特殊詐欺に関与した少年院在院者を対象に、これらを用いて特殊詐欺非行防止指導を体系的に実施している。

保護観察所では、保護観察対象者に対し、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムを実施している（同プログラムの開始人員は資5-62-5参照）。専門的処遇プログラムは、性犯罪再犯防止プログラム（【施策番号51】参照）、薬物再乱用防止プログラム（【施策番号34】参照）、暴力防止プログラム（資5-62-6参照）及び飲酒運転防止プログラム（資5-62-7参照）の4種類がある。保護観察対象者の問題性に応じて、各プログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けるほか、必要に応じて生活行動指針^{※18}として設定するなどして実施している。なお、2022年度（令和4年度）からは、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行に伴い、18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する処遇の充実を図ることを目的として、各プログラムを特別遵守事項として義務付けて実施することを可能とする対象者の範囲を、従来の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のみならず、18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者にまで拡大し、特定の犯罪的傾向の改善のため、各プログラムを実施している。

2019年（令和元年）から、児童に対する虐待行為をした保護観察対象者に対しては、暴力防止プログラム（児童虐待防止版）（資5-62-8参照）を試行的に実施し、身体的虐待につながりやすい考え方の変容、養育態度の振り返り、児童との適切な関わり方の習得、身体的虐待を防止するために必要な知識の習得を図っている。

また、2020年（令和2年）3月から、保護観察対象者のうち嗜癖的な窃盗事犯者に対しては、「窃盗事犯者指導ワークブック」や、自立更生促進センターが作成した処遇プログラムを活用し、窃盗の背景要因や問題を分析し、窃盗を止める意欲を高め、具体的な行動計画を考えさせることなどを通じて、その問題性に応じた保護観察処遇も実施している。

さらに、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに関連する問題性等に焦点を当てた処遇として「類型別処遇」（資5-62-9参照）を実施している。類型別処遇では、保護観察対象者に対する類型ごとの処遇指針として、「類型別処遇ガイドライン」を定め、同ガイドラインをアセスメント、保護観察の実施計画の作成及び処遇の実施等に活用した処遇を実施している。例えば、「特殊詐欺」類型の保護観察対象者については、特殊詐欺グループ以外の居場所を持てるよう、就労や就学を中心とした健全な生活を送るための指導等を行うとともに、特殊詐欺が被害者に与えた影響について理解させ、罪しう感を深めさせることにより、謝罪や被害弁済等の今後行うべきことを考えさせている。

以上に加え、保護観察対象者について、自己有用感の涵養、規範意識や社会性の向上を図るため、公園や河川敷等公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行う社会貢献活動（資5-62-10参照）を、特別遵守事項として義務付けたり、必要に応じて生活行動指針として設定したりして実施している。

2023年度（令和5年度）末現在、社会貢献活動場所として2,101か所（前年度：2,085か所）が登録されており、その内訳は、福祉施設が1,033か所（前年度：1,029か所）、公共の場所が820か所（前年度：813か所）、その他が248か所（前年度：243か所）となっており、社会貢献活動を364回（前年度：362回）実施し、延べ642人（前年度：570人）が参加した。

※18 生活行動指針

保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときに保護観察所の長が定める保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針である。保護観察対象者は、生活行動指針に即して生活し、行動するよう努めることを求められるが、これに違反した場合に、直ちに不良措置をとられるものではない点で、特別遵守事項とは異なる。

資 5-62-1 刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ



出典：法務省資料による。

資 5-62-2 刑事施設における特別改善指導の受講開始人員

（令和元年度～令和5年度）

プログラムの種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
薬物依存離脱指導	8,751	7,707	7,493	7,418	6,869
暴力団離脱指導	557	551	383	374	408
性犯罪再犯防止指導	563	424	433	553	526
被害者の視点を取り入れた教育	696	538	468	530	481
交通安全指導	1,804	1,659	1,583	1,621	1,607
就労支援指導	3,664	2,952	2,900	2,868	2,791

注 法務省資料による。

資 5-62-3 刑事施設におけるアルコール依存回復プログラムの概要



刑事施設における一般改善指導

アルコール依存回復プログラム

- 指導の目標
自己の飲酒の問題性を理解させ、その改善を図るとともに、再飲酒しないための具体的な方法を習得させる。
- 対象者
1 飲酒運転などの交通事犯者
2 飲酒の問題が犯罪や本人の心身の健康に影響を与えている者
- 指導者
刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（民間自助団体）等
- 指導方法
認知行動療法に基づき、グループワークの手法を用いる。
- 実施頻度等
1 単元60分から90分、12単元、標準実施期間：3～6か月

カリキュラム

単元	項目	指導内容
1	オリエンテーション	プログラムの目的とルールを理解し、全体の流れをつかむ。
2	サイクルを止める	飲酒のサイクルについて認識を深め、断酒を実現するための方法について知る。
3	外的引き金	外的引き金の知識を身につけ、自分の外的引き金は何かを知り、回避する方法を学ぶ。
4	内的引き金	内的引き金の知識を身につけ、自分の内的引き金は何かを知り、回避する方法を学ぶ。
5	断酒生活	断酒生活の経過イメージと各過程に生じる心身の特徴的な状態を理解する。
6	再飲酒の兆候（1）	再飲酒の兆候の知識を身につけ、自分の思考的兆候は何かを知り、対処方法を学ぶ。
7	再飲酒の兆候（2）	自分の行動的兆候は何かを知り、対処方法を学ぶ。
8	ストレスへの対処方法	ストレスと再飲酒の関係を理解し、自分のストレスの受け止め方の幅を広げる。
9	スケジュール	断酒生活の実現に向けたスケジュールを立てる。断酒生活を続ける心構えをつくる。
10	断酒生活の維持（1）	断酒生活を継続するための要点を整理し、今後の人間関係について見直す。
11	断酒生活の維持（2）	断酒生活を維持する対人関係の問題点について理解し、飲酒を断る対処方法や飲酒問題の解決方法を学ぶ。
12	まとめ	これまで学習した対処方法などを整理し、断酒生活を実現させるための心構えを確立する。

出典：法務省資料による。



資 5-62-4 刑事施設における暴力防止プログラムの概要



刑事施設における一般改善指導

暴力防止プログラム

- 指導の目標
 - 1 暴力を振るうことなく施設内・社会内で生活できるよう、非暴力への動機付けを高めさせる。
 - 2 暴力へと至る自己のパターンを認識させるとともに、そこから抜け出し、暴力以外の手段により将来の望ましい生活を達成するための方法をあらかじめ準備させる。
 - 3 暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルについて、施設在所中から実践を通じて身に付けさせる。
- 対象者 本件が暴力事犯の者又は過去に暴力の問題を有する者
- 指導方法 認知行動療法の手法を取り入れたグループワーク、ロールプレイ、課題学習、討議、個別面接等
- 実施頻度等 1回60～90分、全18回、おおむね4～6か月間で実施

カリキュラム

単元	項 目	概 要
1	オリエンテーション	自己紹介・ルール作り・流れの説明・暴力で得たもの、失ったものについて考える。
2	危ない場面での対処法	簡単にできる対処法を理解・修得する。
3	間を取って落ち着く	リラクセス方法や間の取り方を理解・修得する。
4	暴力の道筋ときっかけ	暴力に至る道筋ときっかけに気づき、そうならないための方法を考える。
5	暴力と身体的反応（体の変化）	暴力と自己の身体的反応を理解する。
6	暴力と感情（気持ち）	暴力と感情の関係を理解する。
7	暴力と思考（心のつぶやき）	暴力と思考の関係を理解する。
8	思考チェンジ ～「MCC法」について～	暴力につながらない思考ができるようにするための方法を理解・修得する。
9	親密な相手への暴力（理解①）	DVや児童虐待等について理解する。
10	親密な相手への暴力（理解②）	
11	親密な相手への暴力（対処法）	親密な相手へ暴力を振るわないよう、対等な人間関係について考える。
12	理想のライフスタイル	理想のライフスタイルを考え、その実現のための段取りを考える。
13	暴力に近づかないためのコミュニケーション	暴力に近づかないためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
14	アサーション ～適切な自己主張～	適切な自己主張を行うためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
15	問題を解決する（計画）	問題を解決する手段を理解するとともに、ロールプレイを通じた実践を行う。
16	問題を解決する（実践）	
17	これまでを振り返る	プログラムを振り返り、自分の変化を確認する。

出典：法務省資料による。

資 5-62-5 保護観察所における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員

①仮釈放者 (令和元年度～令和5年度)					
プログラムの種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
性犯罪再犯防止プログラム	542	510	442	455	465
薬物再乱用防止プログラム	1,823	1,797	1,661	1,588	1,334
暴力防止プログラム	174	153	118	117	134
飲酒運転防止プログラム	169	173	177	143	140

②保護観察付全部執行猶予者					
プログラムの種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
性犯罪再犯防止プログラム	286	256	273	241	270
薬物再乱用防止プログラム	330	298	323	265	242
暴力防止プログラム	112	103	92	82	78
飲酒運転防止プログラム	83	51	53	51	50

③保護観察付一部執行猶予者					
プログラムの種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
性犯罪再犯防止プログラム	28	25	16	19	14
薬物再乱用防止プログラム	1,345	1,407	1,255	1,173	883
暴力防止プログラム	2	4	7	2	0
飲酒運転防止プログラム	3	3	1	3	2

④18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者					
プログラムの種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
性犯罪再犯防止プログラム	—	—	—	77	97
薬物再乱用防止プログラム	—	—	—	106	202
暴力防止プログラム	—	—	—	39	82
飲酒運転防止プログラム	—	—	—	2	2

- 注 1 法務省資料による。
- 2 ①から③において、「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。
- 3 「性犯罪再犯防止プログラム」については、平成29年から令和4年3月までは、「性犯罪者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
- 4 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

資 5-62-6 保護観察所における暴力防止プログラムの概要



出典：法務省資料による。

資 5-62-7 保護観察所における飲酒運転防止プログラムの概要

飲酒運転防止プログラム

対象

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に以下の罪に当たる事実が含まれる仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年又は少年院仮退院者
- 保護観察付全部猶予者及び保護観察処分少年について、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
- 保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、18歳以上の者のうち、必要性が認められる者

- ① 危険運転致死傷（自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条（第1号に限る。）及び第3条第1項）※
- ② 酒酔い運転（道路交通法第117号の2第1号）
- ③ 酒気帯び運転（道路交通法第117号の2の2第3号）
- ④ 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条）※

※ アルコールの影響による行為に係るものに限る。同法第6条第1項から第3項により無免許運転による刑の加重を受ける場合を含む。

プログラムの内容

- ワークブックを用いて、アルコールに関する正しい知識を得るとともに、自己の飲酒状況について振り返りを行い、再び飲酒運転を繰り返さないための対処方法等を考えさせる。
- アルコールに関する専門医療機関や自助グループに関する知識を付与することによって、適切な措置を受けよう働き掛ける。
- 保護観察官が個別処遇又は集団処遇によりおおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。



ワークブックの課題内容

課程	学習内容
導入	オリエンテーション プログラムの目的及び概要を説明した上でアセスメントを実施し、処遇につながる情報を入力する。
1	飲酒運転の影響について考える 飲酒運転の結果を振り返らせ、飲酒運転を繰り返さないことへの動機付けをする。
2	アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ぶ アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ばせ、自分とアルコールとの関係について振り返らせる。
3	アルコールのもたらす悪影響について学ぶ アルコールやアルコール依存症について理解を深めさせ、一般的な問題解決手段についての知識を習得させる。
4	飲酒運転につながる危険な状況を知る 飲酒運転のひきかねとなること等を特定し、そのひきかねに会った場合及び出会わないための対処方法を考えさせる。
5	飲酒運転をしないための対処方法を考える 飲酒運転をしないための再発防止計画を作成し、これから実行していくことへの動機を高めさせる。

保護観察開始

保護観察終了

出典：法務省資料による。

資 5-62-8 保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の概要

暴力防止プログラム
（児童虐待防止版）

暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の試行の実施について

児童相談所への児童虐待相談対応件数が平成28年度に12万件を超え、虐待により年間約80人もの子供の命が失われている現状に鑑み、平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定された。

保護観察所においても、「関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組む」とこととされており、児童虐待により保護観察となった者の再犯防止を図ることが急務となっていることから、児童虐待加害者に特化した暴力防止プログラムを作成し、内容の適正化を測るため、一定期間、試行的に実施するものである。

受講対象者

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- ① 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に児童虐待防止法第2条第1項第1号（身体的虐待）が含まれる仮釈放者及び保護観察付執行猶予者

- ② ①に該当しない者のうち、従前の暴力防止プログラムの受講が義務付けられる者であり、身体的虐待行為を反復する傾向が認められ、本プログラムによる実施が適切であると認められる者

※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

内容

- ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、暴力につながりやすい考え方の変容や、暴力の防止に必要な知識のほか、養育態度の振り返り、子供との適切な関わり、子供の発達についての知識の習得を促す。
- 暴力を起しそうな危機場面での対処法、対人関係の技術、暴力につながらない生活態度を習得させる。
- 対処方法として、子供に対して本当にしなかったことへの気持ちや、子供に対して気持ちが伝わりやすい言動等を、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。
- 保護観察官が個別処遇により、おおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容について

課程	学習内容
	暴力をふるうということ
1	事件当時の生活状況を振り返り、事件に至ったきっかけや考え方を整理する。
	子供の気持ち・暴力につながりやすい考え方
2	子供の気持ちを考え、暴力につながりやすい考え方の癖を知り、柔軟な考え方を考える。
	危険信号と対処
3	暴力をふるいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得する。
	暴力をふるわないための取組
4	気持ちが伝わりにくい言動や伝わりやすい言動を知り、ロールプレイを通して適切な方法を実践的に学ぶ。
	二度と暴力をふるわないために
5	対処方法を整理し、二度と暴力をふるわないための具体的な再発防止計画を立てる。

出典：法務省資料による。

資 5-62-9 保護観察所における類型別処遇の概要

類型別処遇	
類型別処遇の目的	保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、 <u>各類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇の方法等に関する知見を活用した保護観察を実施するための指針（※）を定め、犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項に関する分析、保護観察の実施計画の作成並びにその実施等に活用することにより、保護観察の実効性を高めることを目的とするもの。</u>
※類型別処遇ガイドライン	類型別処遇を実施するための指針として作成したものであり、右記4領域16類型について、その定義を述べた上で、 <u>見立てをするための視点を提示し、そのための情報収集の留意事項を記載したほか、各類型に適合した処遇の方法の例を記載している。</u>
類型の区分	
関係性領域	児童虐待
	配偶者暴力
	家庭内暴力
	ストーカー
不良集団領域	暴力団等
	暴走族
	特殊詐欺
社会適応領域	就労困難
	就学（中学生）
	精神障害（発達障害、知的障害）
	高齢
嗜癖領域	薬物
	アルコール
	性犯罪
	ギャンブル
	嗜癖的窃盗

出典：法務省資料による。

資 5-62-10 保護観察における社会貢献活動

保護観察における社会貢献活動

Point 社会貢献活動とは

保護観察対象者に地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行わせ、**特別遵守事項で設定** 善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上を図るもの

ねらい（処遇効果）

- 社会性**
社会経験を積み、コミュニケーション能力が向上することなどにより、社会性が向上する
- 自己有用感**
達成感を得たり、感謝される体験をしたりすることにより、自己有用感が高まる
- 心理的安定**
社会的孤立が改善されることにより、心理的に安定する
- 規範意識**
しよく罪の意識が高まることなどにより、規範意識が強化される

社会貢献活動の在り方を考える検討会 H30.9～H31.2

法学、教育、福祉、心理等の有識者がH27.6の運用開始以降の実施状況について検証し、今後の運用の在り方を検討

実施対象者
個々の特性を見極めた上で、**処遇効果**が見込まれる保護観察対象者を幅広く選定することが可能に

実施回数
一律5回とされていた活動の標準回数を3回（上限5回）に変更し、**より弾力的な運用が可能に**

等、運用を見直し

活動内容（イメージ）

活動内容（イメージ）

- 福祉施設での補助活動
- 更生保護女性会・BBS会員、活動場所スタッフ等の協力
- 公共の場所の清掃・美化
- 保護観察官・保護司による指導

ありがとう。

ゴミを捨てちゃダメだよ。

出典：法務省資料による。

3 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号 63】

法務省は、刑事施設において、罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させるとともに、犯罪被害者等に誠意を持って対応するための方法を考えさせるため、特別改善指導（【施策番号 62】参照）として被害者の視点を取り入れた教育（資 5-63-1 参照）を実施している（2023 年度（令和 5 年度）の受講開始人員は 481 人（前年度：530 人）であった）。

少年院では、全在院者に対し、被害者心情理解指導を実施している。また、特に被害者を死亡させ、又は被害者の心身に重大な影響を与えた事件を起こし、犯罪被害者や遺族に対する謝罪等について考える必要がある者に対しては、特定生活指導として、被害者の視点を取り入れた教育（資 5-63-2 参照）を実施しており、2023 年度は、45 人（前年度：41 人）が修了した。これらの指導の結果は、継続的な指導の実施に向け、保護観察所に引き継いでいる。

また、刑事施設及び少年院では、受刑者・在院者の矯正処遇等に被害者や御遺族の心情等をより直接的に反映し、被害者等の立場や心情への配慮等を一層充実させるとともに、受刑者等に反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生を効果的に図ることを目的として、2023 年（令和 5 年）12 月 1 日から、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用を開始した。

保護観察所では、犯罪被害者等の申出に応じて犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等聴取・伝達制度）において、当該対象者に被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるための指導監督を徹底している（2023 年中に、心情等を伝達した件数は 154 件（前年：170 件））。

なお、本制度は刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法が 2023 年 12 月から施行されたことに伴い、犯罪被害者等からの申出に応じて、保護観察対象者に伝達する場合に限らず犯罪被害者等の心情等を聴取することができることとされ、聴取した心情等を保護観察における指導監督を行うに当たって考慮するなど、その適正な運用を図っている。

また、上記の改正更生保護法において、犯罪被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示等の措置をとることが保護観察対象者に対する指導監督の方法として加えられ、また、犯罪被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況を示す事実について、保護観察官又は保護司に申告し又は当該事実に関する資料を提示することが、保護観察における遵守事項の類型に加えられたことから、これらに基づく指導監督の充実を図るなど、犯罪被害者等の思いに応える保護観察処遇の一層の充実を図っている。なお、特に被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対しては、しよく罪指導プログラム（資 5-63-3 参照）による処遇を行い、犯罪被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるよう指導している（2023 年に、しよく罪指導プログラムの実施が終了した人員は 1,502 人（前年：373 人））。

なお、矯正施設及び保護観察所では、家庭裁判所や検察庁等から送付される処遇上の参考事項調査票等に記載されている犯罪被害者等の心情等の情報を指導に活用している。

加えて、一定の条件に該当する保護観察対象者を日本司法支援センター（法テラス）^{※19}に紹介し、被害弁償等を行うための法律相談を受けさせ、又は弁護士、司法書士等を利用して犯罪被害者等との示談交渉を行うなどの法的支援を受けさせており、保護観察対象者が、犯罪被害者等の意向に配慮しながら、被害弁償等を実行するよう指導・助言を行っている。

※ 19 日本司法支援センター（法テラス）

国により設立された、法による紛争解決に必要な情報やサービスを提供する公的な法人

資 5-63-1 刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の概要



刑事施設における特別改善指導

被害者の視点を取り入れた教育

- 対象者 被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償について特に考えさせる必要がある者
- 指導者 刑事施設の職員（教育専門官、調査専門官、刑務官）、民間協力者（犯罪被害者及びその遺族等、被害者支援団体、犯罪被害者問題に関する研究者、警察及び法曹関係者等）
- 指導方法 ゲストスピーカー等による講話、講義、視聴覚教材の視聴、グループワーク、役割交換書簡法、課題作文、個別面接等を適宜組み合わせる
- 指導内容等
 - 【導入プログラム】 刑執行開始時指導終了後おおむね1年以内に実施 1単元60～90分 全3単元
標準実施期間：1～3か月
 - 【準備プログラム】 導入プログラム終了後から本科プログラム開始までの間、年1回以上を標準とし対象者の刑期、資質及び指導の効果等を考慮して実施
 - 【本科プログラム】 1単元50分 全12単元 標準実施期間：3～6か月
 - 【継続プログラム】 本科プログラム終了後、年1回以上を標準とし、釈放前おおむね1年間は2回以上実施

■ 導入プログラム：受刑に対する気持ちを整理させ、犯した罪やその影響に向き合う心構えを作る。

オリエンテーション	・受講の目的と意義について理解させる。等
事件の振り返り	・自分の事件を振り返り、事件に至った自己の問題点について考えさせる。
被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況の理解と今後の受刑生活の在り方	・被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況について、事例を基に学ばせる。 ・受刑期間を通じて事件や被害者及びその遺族等に向き合う動機付けを高めさせる。等

■ 準備プログラム：自己の問題に目を向けさせ、被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等に向き合わせるなどして、自らのしよく罪の在り方を模索させる。

本科プログラムへの準備	・本科プログラムの実施に向け、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち、対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。
-------------	---

■ 本科プログラム：自らの犯罪と向き合うことで、犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等を認識させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固める。

オリエンテーション	・受講の目的と意義を理解させる。
命の尊さの認識	・命の尊さや生死の意味について、具体的に考えさせる。
被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等の理解	・被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等について、様々な観点から多角的に理解させる。
罪の重さの認識	・犯罪行為を振り返らせ、自分が犯した罪の重さ、大きさを認識させる。
謝罪及び被害弁償についての責任の自覚	・被害者及びその遺族等に対して、謝罪や被害弁償の責任があることについて自覚させる。
具体的な謝罪及び被害弁償の方法	・具体的な謝罪及び被害弁償の方法について自分の事件に沿って考えさせる。
再び罪を犯さない決意	・再び罪を犯さないための具体的方策を考えさせる。

ゲストスピーカー講演

■ 継続プログラム：再び罪を犯さない具体的な方法を考えさせるとともに、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせる。

継続的な指導の実施	・謝罪及び被害弁償についての責任の自覚を深め、その方法を具体化するため、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち、対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。
-----------	--



被害者及びその遺族等の心情や置かれている状況等について、犯罪被害者等を刑事施設に招へいし、講演等を実施。

出典：法務省資料による。

資 5-63-2 少年院における被害者の視点を取り入れた教育の概要

少年院における特定生活指導（被害者の視点を取り入れた教育）

★ 指導目標

自己の犯罪・非行が与えた被害を直視し、その重大性や被害者の置かれている状況を認識するとともに、被害者及びその家族に対する謝罪の意思を高め、誠意を持って対応していくための方策について考える。

- 対象者 被害者を死亡させ又は生命、身体若しくは自由を害し心身に重大な影響を与えた事件を犯し、被害者等に対する謝罪等について考える必要がある者
- 指導内容 ①受講者全員に対して統一的行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的行う周辺プログラムを組み合わせ実施
- 実施結果 更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

指導内容の概要

項目	指導内容	指導方法
① 中核プログラム (共通)	自己の与えた被害を直視し、非行の重大性や被害者等の現状を認識するとともに、被害者等に対する謝罪等の気持ちを高めるための指導	・「責任を考える」(ワークブック)を用いた個別指導又はグループワーク
② 周辺プログラム	被害者等の心情を正面から受け止めるための指導 (3級及び2級の段階に実施することが望ましい)	・ゲストスピーカーによる講話 ・個別面接指導 ・課題作文指導 ・読書指導 等
	自己の非行に目を向けるとともに、罪障感を高め、謝罪等に向けた決意を固めるための指導 (2級及び1級の段階に実施することが望ましい)	・ロールレタリング ・個別面接指導 ・課題作文指導 等

中核プログラム

- 実施形式 個別指導又はグループワーク
- 指導時間数 12単元
(1単元100分)

単元	指導科目
第1回	被害者の方等が受けた被害について理解する
第2回	自分と向き合う
第3回	事実と向き合う①
第4回	事実と向き合う②
第5回	事件への自分の関与について考える
第6回	被害者の方等の視点から考える
第7回	償いについて考える①
第8回	償いについて考える②
第9回	償いについて考える③
第10回	償いを実現するための方法について考える①
第11回	償いを実現するための方法について考える②
第12回	これからの生き方について考える

出典：法務省資料による。

資 5-63-3 保護観察所におけるしよく罪指導プログラムの概要

しよく罪指導プログラム

対 象

- 被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件により保護観察に付された者（短期保護観察、交通短期保護観察及び更生指導を受けている者を除く）
- その他、被害の状況や被害者感情等も踏まえ、指導プログラムを実施することが必要と判断された者

目 的

対象者に、犯した罪の大きさを認識させ、悔悟の情を深めさせることを通じ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対し、その意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とする。

実施方法

保護観察官及び保護司による個別指導
ワークブックに沿って各課程の内容について実施対象者と話し合いながら学習を行う



内 容

導 入 保護観察開始当初の面接等において、指導プログラムの内容、方法等必要な事項を説示するほか、自己の犯罪行為を振り返らせ、指導プログラムに取り組む動機付けを行う。

第1課程 自己の犯した罪の重さを認識させるとともに、加害者として負うべき責任について考えさせる。

第2課程 被害者等の心情や置かれている状況等を理解させる。

第3課程 被害者等に対する謝罪及び被害弁償に関する対応の状況や考えについて整理させる。

第4課程 具体的なしよく罪計画を策定させる。

しよく罪計画の実行に向けた指導、しよく罪計画の見直し



出典：法務省資料による。



COLUMN 5

札幌刑務所における精神障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業について

札幌刑務所

札幌刑務所は、主に犯罪傾向の進んだ男子受刑者を収容する刑事施設であり、札幌矯正管区管内の「医療重点施設」として、精神又は身体に疾病や障害を有する受刑者の治療を行っているほか、「調査センター」として、高度な専門的知識及び技術を活用して受刑者の資質及び環境に関する科学的調査を行うなど、管内刑事施設の基幹となる施設です。

2021年（令和3年）4月に当所敷地内に北海道大学病院附属司法精神医療センター（医療観察法指定入院医療機関）が開設され、当所では、同センターで実施するプログラムなど、精神医療に関する知見を得ることが可能になったこともあり、2023年度（令和5年度）から、「精神障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業」を実施することとなりました。

2022年（令和4年）の新受刑者のうち、精神障害（知的障害を含む。）を有すると診断された受刑者は、2,435名（新受刑者総数の約17%）であり、うち、入所回数が2回以上の者は、66.9%に上っており、診断のない受刑者のその割合（54.5%）と比較すると、再入所者の占める割合が高い状況となっています。これまでも刑事施設においては、精神障害を有する受刑者に対し、出所後に保健医療・福祉サービス等の必要な支援につなげ、地域生活への定着を図るための取組を進めてきたものの、受刑者本人が、自らの精神障害や各種支援について正しく理解していないなどの理由により、支援を拒むケースも少なくありません。2016年（平成28年）に取りまとめられた法務総合研究所研究部報告56※によると、出所後に各種支援を利用しなかった者は、利用した者に比べて短期間での再犯の割合が高くなる状況にあることも指摘されており、障害受容や福祉的支援等への理解促進を含め、精神障害を有する受刑者への再犯防止に向けた処遇・支援の充実は大きな課題となっています。

本モデル事業においては、適切な精神科治療と障害特性に応じた処遇を実施しつつ、対象者の障害受容を促し、各種支援の必要性を十分に理解できるよう働き掛けを行った上で、

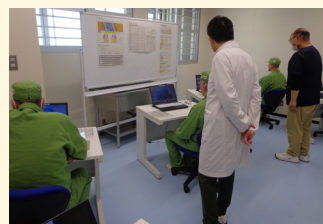
- ① 保健医療サービスの利用に係る調整
- ② 福祉サービス等の受給に必要な精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた調整
- ③ 個々の稼働能力や就業意欲、障害の程度に応じた就労支援の実施
- ④ 保健医療・福祉関係機関、地方公共団体等が連携した在所中から出所後までの息の長い支援を実現するための社会復帰に係る調整

を包括的に実施しています。具体的には、刑務官のほか、刑事施設に勤務する医師、看護師、作業療法士、調査専門官、教育専門官、福祉専門官等の多職種が連携して、個々の受刑者の特性に応じて、指導・支援方法をケース会議等で検討しながら処遇することで、精神障害を有する受刑者が、出所後に必要な医療・福祉支援を活用しながら自立した地域生活を送ることを目指しています。

本モデル事業の実施に当たり、2024年（令和6年）4月22日、地方公共団体や外部協力機関の多数の関係者の御臨席の下、北海道大学病院附属司法精神医療センター、法務省矯正局、矯正研修所及び札幌刑務所の間で、連携協力して、相互に有する資源、研究等の効果的な活用を図りながら、精神障害を有する受刑者の再犯防止及び円滑な社会復帰に寄与することを目的とした協定を締結しました。こうした関係機関との連携を強みとして、多職種・多機関連携によるチーム処遇を実施しつつ、精神障害を有する受刑者の再犯防止に向けた取組を一步ずつ着実に進めてまいります。



札幌刑務所精神障害受刑者処遇 社会復帰
支援モデル事業における協定締結式の様子



PCを使用したプログラム受講の様子

※ 法務総合研究所研究部報告56「高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」
https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00091.html

